

## 用途別資金分類

| 資金の種類   | 期間   |                      |
|---|--|----------------------|
|   | 償還期間   | 左のうち据置               |
| 1 総トン数が130トン（特別の理由がある場合において、農林水産大臣が、漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき、130トンを超える総トン数を定めたときはその総トン数とする。以下同じ。）未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が130トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金                    | 20年<br>（木船は9年）<br>（漁船の改造に必要な資金であって、船体以外の部分のみに係るものにあつては10年）               | 3年<br>（2年）<br>（3年）   |
| 2 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改良、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第4号に掲げるものを除く。） | 15年<br>（組合等に貸付けられるものにあつては20年）  | 3年                   |
| 3 漁場改良造成用機具、漁船用油供水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金  | 7年<br>（組合等に貸付けられるものにあつては10年）   | 2年                   |
| 4 漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取得に必要な資金   | 5年<br>（定置網（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては、10年） | 2年                   |
| 5 ぶり、うなぎその他の育成期間が通常1年以上である水産動植物であつて、農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）   | 5年   | 2年                   |
| 6 有線放送施設その他漁村における環境の整備のために必要な施設であつて、農林水産大臣が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（法第2条第1項第6号から第9号までに掲げるものに貸付けられるものに限る。）  | 20年  | 3年                   |
| 7 漁場改良造成施設資金<br>共同利用船舶資金（1号資金に掲げる漁船は除く。）<br>海浜等環境活用施設資金<br>密漁監視施設<br>漁村給排水施設資金及び特定の漁家住宅資金、水産業労働力確保施設資金<br>初度的経営資金<br>漁協経営強化機器整備資金   | 12年<br>（組合等に貸付けられるものにあつては15年）<br>15年<br>5年<br>10年                        | 2年<br>3年<br>2年<br>2年 |